

令和7年度

高齢者福祉サービスの手引き

(介護給付以外のサービス)



平戸市 福祉部
長寿介護課 高齢者支援班

【 目 次 】

1 「食」の自立支援事業	- 1 -
2 緊急通報機器貸与事業	- 2 -
3 在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業	- 3 -
4 徘徊高齢者位置探知システム助成事業	- 4 -
5 高齢者 QR コード活用見守り事業	- 5 -
6 高齢者等訪問理美容サービス事業	- 6 -
7 ワンコインまごころサービス事業	- 7 -
8 高齢者見守りネットワーク事業	- 8 -
9 家族介護教室事業（認知症の人と家族のつどい）	- 9 -
10 オレンジ・ひらどチーム（認知症初期集中支援チーム）	- 10 -
11 オレンジカフェ（認知症カフェ・介護予防カフェ）	- 11 -
12 平戸市高齢者生活福祉センター（居住部門）	- 13 -
13 敬老祝金	- 15 -
14 長寿祝金・長寿報奨金	- 15 -
15 敬老行事交付金	- 16 -
16 長崎県ねんりんピック大会	- 17 -
17 老人クラブ活動等助成	- 17 -
18 ひらどふれあい福祉基金（ひらどふれあい福祉事業補助金）	- 18 -
19 高齢者地域ふれあい事業補助金	- 20 -
20 介護支援ボランティアポイント事業（通所型・訪問型）	- 21 -
21 高齢者いきいきおでかけ支援事業	- 23 -
22 地域づくりによる介護予防推進支援事業	- 24 -

H I T O
一人ひとりの高齢者が「自分らしき」を発揮しながら生涯
「自分らしく」暮らし続けることができるまち
～平戸市が目指す高齢社会像～

【在宅サービス】

1 「食」の自立支援事業

【目的】

在宅のひとり暮らしの高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、食関連サービスの利用調整と配食サービスを実施することにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の食生活改善と健康増進を図るとともに、在宅での自立生活支援を行い、併せて高齢者の安否確認を行うことを目的とします。

【対象者】

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯並びに障がい者で、自立支援の観点から利用することが適切であると認められる人

【内容】

(利用調整) 対象者の生活状況等の情報を収集、分析し、食の自立の観点から食事の提供を伴う他のサービス等との調整を行います。

(配食) 栄養のバランスのとれた食事を1日1食(夕食)提供し、安否を確認するとともに健康状態等の確認も行います。

【利用者負担額】

1食あたり500円

【申請に必要なもの】

①配食サービス利用申請書

※利用者基本情報・基本チェックリスト・課題分析・ケアプラン(総合事業対象者・要介護認定者・障がい福祉サービス利用者)

※実態を調査後、「食」の自立支援会議において利用を決定します。



【実施施設】

施設名	住所	電話	担当地区および曜日
宅配クック ワン・ツウ・スリー 平戸店	戸石川町142番地1	22-5055	平戸地区(月～日)
			田平地区(月～日)
なごみ	生月町山田免1889番地	53-2883	生月地区(月～日)
平戸市社協大島支所	大島村前平2727番地	55-2100	大島地区(月～土)

2 緊急通報機器貸与事業

【目的】

ひとり暮らしの高齢者および重度身体障がい者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、安否確認および日常生活上の便宜を供与し、緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

【対象者】

平戸市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者または重度身体障がい者であって高齢者のみの世帯等に属し、慢性的疾患等により常時注意を必要とする人のうち緊急時の対応が困難な人

【内容】

ひとり暮らし高齢者等に対し、安否確認および緊急時の迅速な対応を図るために、緊急通報装置を貸与します。また、緊急時だけではなく、日常生活の心配事・悩み事等にも対応しています。希望者には、人感センサーを合わせて貸与します。人感センサーは、18時間動きが確認できないと、安全センターへ自動で知らせる装置です。

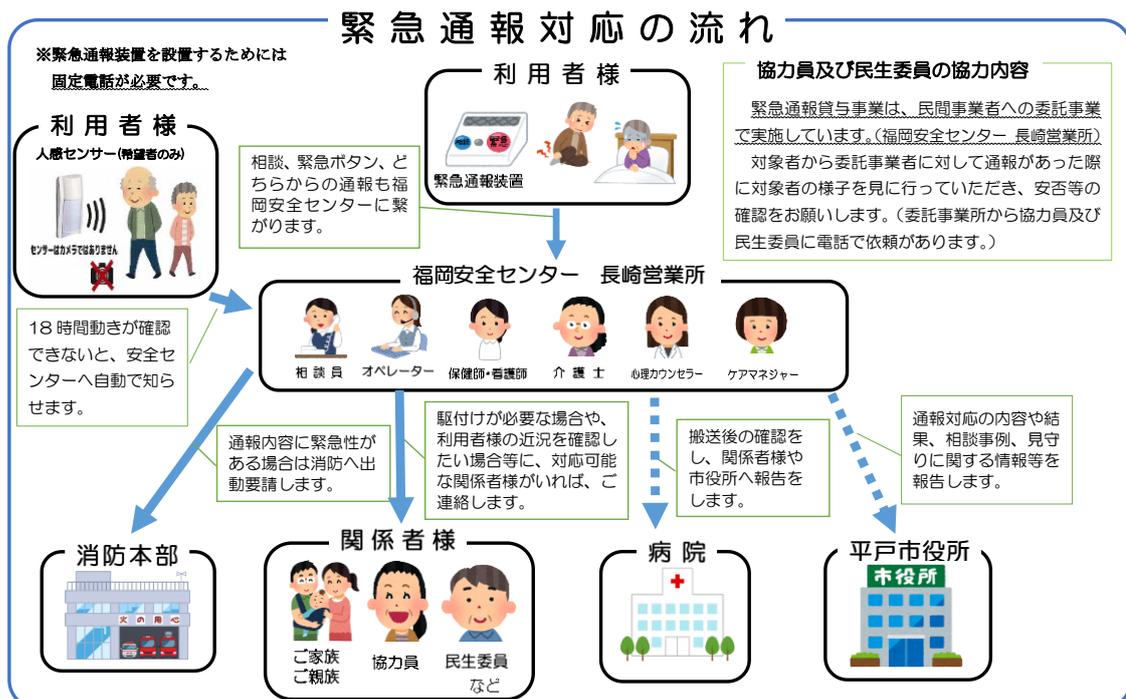
【利用者負担額】

- 緊急通報装置：レンタル料 1か月500円
※住民税非課税世帯の利用者はレンタル料の負担はありません。
- 人感センサー：レンタル料 1か月220円



【申請に必要なもの】

- ① 緊急通報機器貸与申請書
- ② 協力員同意書
- ③ 調査の同意書



根拠法令：平戸市緊急通報機器貸与事業実施要綱

3 在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業

【目的】

平戸市内に居住する在宅の寝たきり高齢者等を日常介護している人に対し、介護の労をねぎらうとともに、介護見舞金を支給して、これら高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とします。

【対象者】

基準日（10月1日）において、市内に住所を有し、基準日前1年間において要介護3以上の認定を受けている「寝たきり高齢者」を180日以上居宅で介護している人

※「寝たきり高齢者」とは、基準日（10月1日）において

- (1)本市に引き続き1年以上住所を有する65歳以上の人で、要介護3以上の認定を受けている人
- (2)基準日前1年間において病院等（短期入所を含む。）に入院した期間が90日を超えない人

【支給金額】

年額60,000円

【申請に必要なもの】

- ①在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給申請書
 - ②平戸市在宅寝たきり高齢者等介護証明書(民生委員)
- ※毎年10月末日までに申請



【支給決定など】

実情を審査のうえ、支給の要否を決定します。

【支給方法】

毎年12月25日までに支給します。

根拠法令：平戸市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給要綱



4 徘徊高齢者位置探知システム助成事業

【目的】

認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見できる装置を利用する家族に対し、その費用の一部を給付することにより、認知症高齢者等の事故の防止を図り、家族等が安心して介護できる環境を整備することを目的とします。

【対象者】

本市に住所を有する、徘徊症状のある高齢者の介護者で、探知システムの提供を受けるために当該サービスを提供している事業者と契約をした人

※「徘徊症状のある高齢者」とは…市内に住所を有する在宅の人のうち、認知症による徘徊のおそれのあるおおむね65歳以上の人で、介護保険法に規定する要介護認定において要介護、または要支援と認定された者およびこれらと同等の状態にあると市長が認めた人。

「探知システム」とは…介護者との契約に基づき、介護者の依頼を受け、探知システムを用いて徘徊症状のある高齢者等の所在を確認し、当該情報を提供するサービスをいう。

【助成金】

探知システム設置にかかる初期設定費用を助成します。

1万円を超えるときは、1万円を限度とします。

※毎月の利用料は個人負担となります。



【申請に必要なもの】

- ①徘徊高齢者位置探知システム助成金申請書
- ②同意書
- ③契約書の写し
- ④領収書の写し

【支給方法】

支給決定後、随時支給します。

根拠法令：平戸市徘徊高齢者位置探知システム助成事業実施要綱

5 高齢者 QR コード活用見守り事業

【目的】

QRコードを活用し、外出後に自宅に戻れなくなる可能性のある高齢者が警察等で保護された際に、早期に身元が判明できるよう高齢者の家族、支援者等に連絡する体制を整えることにより、高齢者の事故防止や家族介護の支援および負担軽減を行うとともに、地域での見守り体制の充実を図ることを目的とします。

【対象者】

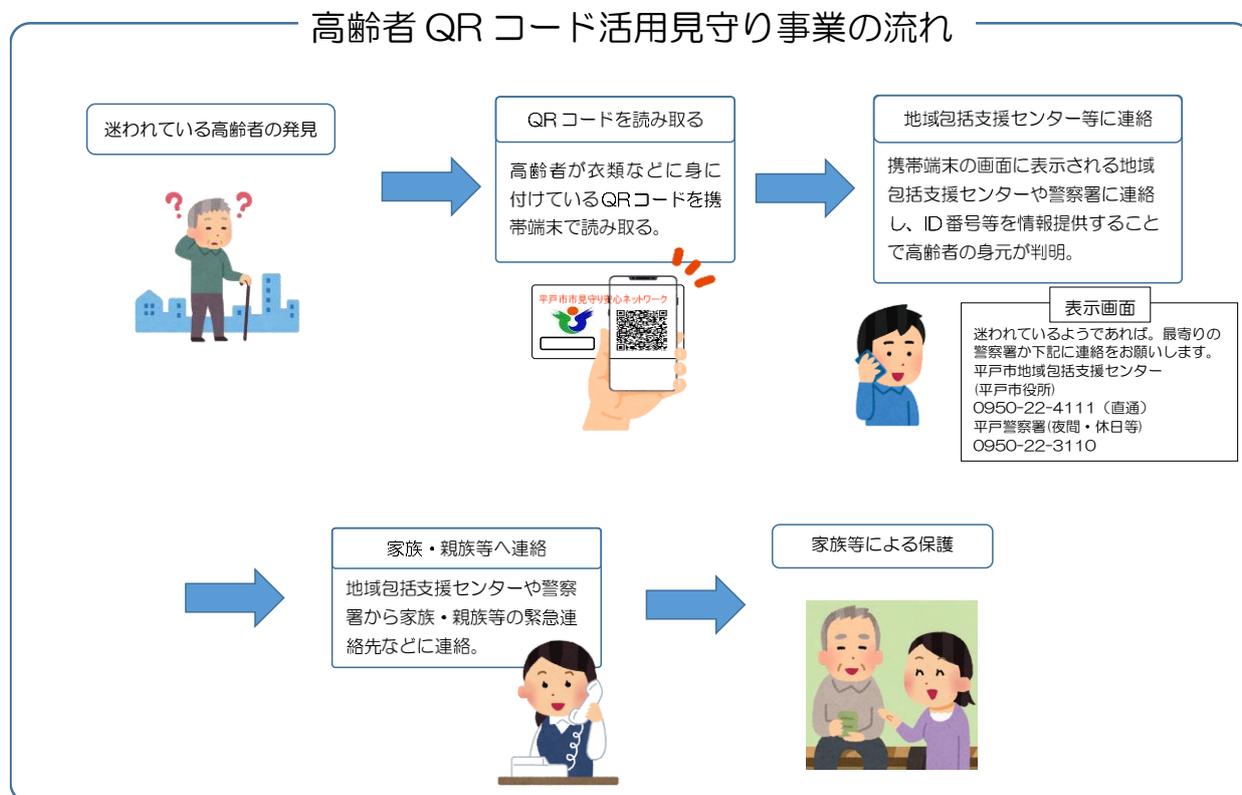
市内に住所を有する認知症などにより外出時に自宅等まで戻れなくなる可能性のある在宅の高齢者（認知症または若年性認知症に相当すると認められる者を含む。）の家族、支援者等

【内容】

衣服や杖等に貼り付けられる QR コードを配布し、自宅等まで戻れなかった高齢者が保護される際にその「QR コード」を携帯電話等で読み取ることにより、早期に身元が確認できる体制を図ります。

【申請に必要なもの】

- ①高齢者QRコード活用見守り事業利用申請書
- ②高齢者QRコード活用見守り事業利用者台帳



6 高齢者等訪問理美容サービス事業

【目的】

傷病等の理由により理美容院に出向くことが困難である在宅高齢者、および市内の老人福祉施設または介護保険施設等に入所している人に対して、出張理美容サービスを提供することにより、利用者の保健衛生の増進を図るとともに、介護者の負担を軽減し、健康の維持管理と福祉の向上に資することを目的とします。

【対象者】

平戸市内に住所を有する者であって、次に該当する人

- (1) おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯の人で、寝たきりまたは寝たきりに準じた状態にあることにより日常的に外出が困難な人
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受けている人で、日常的に外出が困難な人
- (3) 市内の老人福祉施設または介護保険施設等に入所している人
- (4) (1)～(3)に掲げる人のほか、日常的に外出が困難な人で、特に市長が必要と認める人



【利用回数】 原則として、年間6回以内

【利用者負担額】

理美容料金については、全額自己負担

※サービスを行った場合、移動にかかる経費を受託者に対し、在宅での1回の利用、または施設での1日の利用につき1,000円を支払います。

【申請に必要なもの】

- ① 高齢者等訪問理美容サービス事業利用申請書
- ② 同意書

【委託先】

受託者	住所	電話
長崎県理容生活衛生同業組合平戸支部	平戸市下中津良町127番地7	27-0273
Barbershopgrow	平戸市生月町里免1688番地2	53-2739
マツナガ美容室	諫早市多良見町シーサイド20番地283	(0957) 43-3191
hair salon blissful	平戸市木引田町399番地21F	23-3500
理容みつもと	平戸市宮の町655番地5	22-3295
レジョネール サムズ訪問美容SASEBO	佐世保市小佐々町小坂1-14 C-101	090-4581- 5685
ヘアサロンこんどう	平戸市紐差町1021番地31	28-1212
美容室 なお	平戸市生月町館浦223番地	53-1026

根拠法令：平戸市高齢者等訪問理美容サービス事業実施要綱

7 ワンコインまごころサービス事業

【目的】

在宅の一人暮らしの高齢者等において、既存の公的サービス等で対応できない、電球の交換や、買い物などの簡単な困りごとをワンコイン100円で依頼することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とします。

【対象者】

- ・ 市内に住所を有し、おおむね65歳以上のみの在宅者世帯
- ・ その他、市長が必要と認める世帯

【利用限度】

- ・ ホームヘルパー等の他の事業のサービスを利用している高齢者世帯については、週1回の利用を限度とします。
- ・ 他の事業のホームヘルプサービス等を利用していない高齢者世帯については、週2回の利用を限度とします。

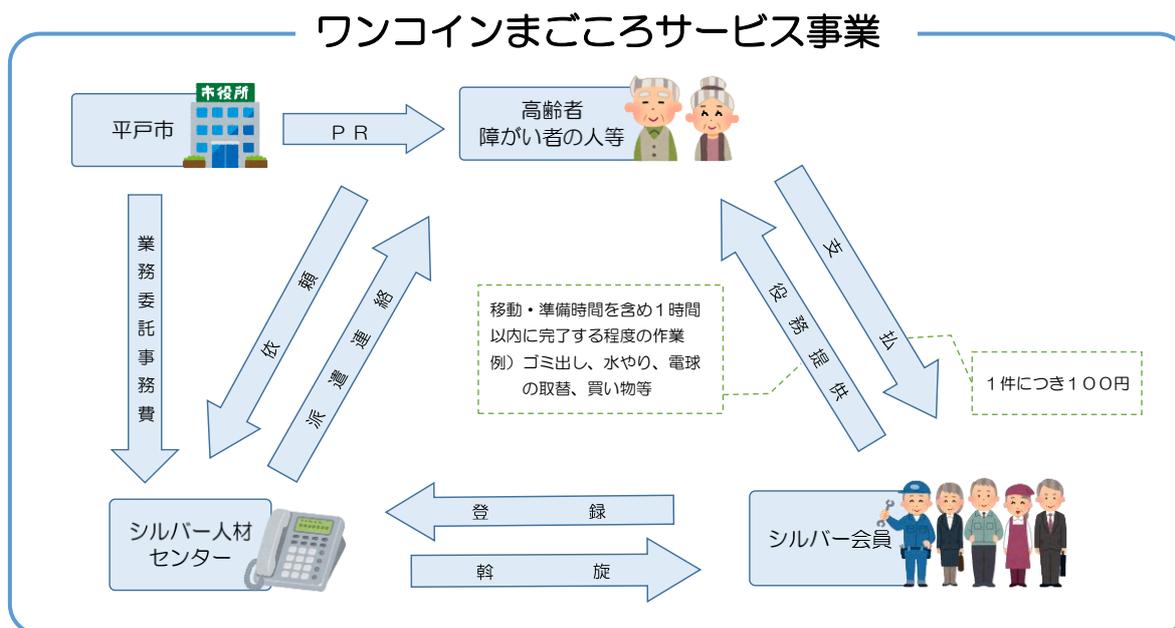
【事業の実施】

- ・ 平戸市シルバー人材センターに委託して実施します。30分程度（準備および移動を含め1時間以内）で完了する業務

【利用手順】

前日までにシルバー人材センターに連絡し、利用します。

ご依頼・お問い合わせは
平戸市シルバー人材センター
住所：平戸市鏡川町 930 番地
電話：0950-22-3100 FAX：0950-22-3114
受付時間：平日9時～16時



8 高齢者見守りネットワーク事業

【目的】

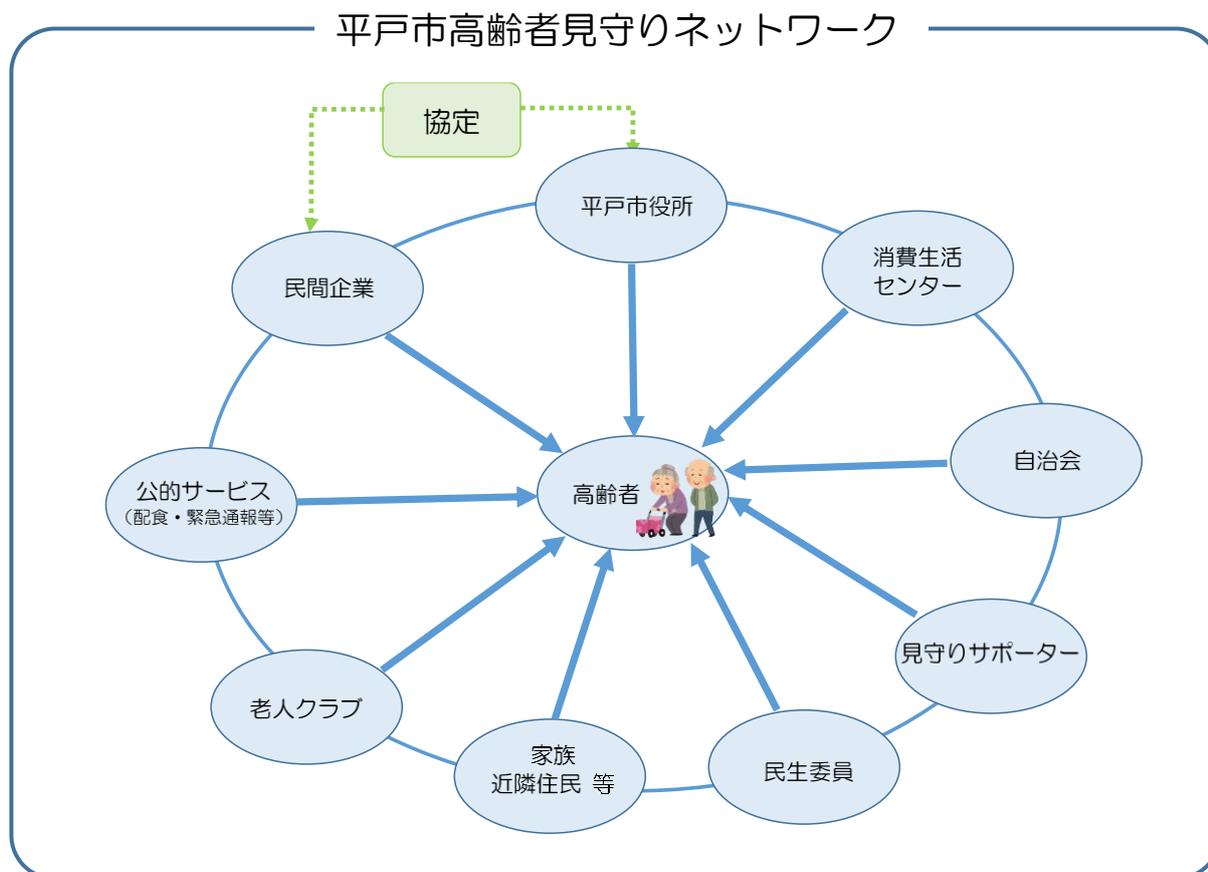
地域の住民等のネットワークにより在宅の一人暮らしの高齢者等を見守り、当該高齢者等が地域から孤立することを防止するとともに、その異変を早期に発見して必要な援助を行うための高齢者見守りネットワーク事業を実施することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とします。

【対象者】

市内に住所を有し、おおむね65歳以上の在宅者で、介護保険法、その他の制度によるサービスのうち安否の確認が可能であるものを現に利用していない一人暮らしの高齢者等とする。

【見守りサポーターが行う活動等】

- (1) 見守り対象者に対して週1回以上の声かけや安否確認の実施
- (2) 見守り対象者に異変が認められたときは、市に連絡
- (3) 見守り対象者の緊急時にあっては消防署等へ通報
- (4) 見守りボランティアは、毎月1回活動状況報告書を市長に提出



根拠法令：平戸市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

9 家族介護教室事業（認知症の人と家族のつどい）

【目的】

認知症の人や介護するご家族等を対象とした「認知症の人と家族のつどい」を実施することにより、介護者の孤立を防ぎ、不安解消や負担軽減を図り、将来的には当事者等間のネットワークを構築することを目的とします。

【対象者】

認知症の人
認知症の人の家族
認知症に関心のある人
介護保険事業所等関係機関の人



【参加費用】

無料

【実施内容】

認知症の人と家族の会長埼玉県支部のメンバーや認知症地域支援推進員が参加し、認知症のこと、介護のこと、対応方法などについて相談や情報提供をします。

【実施場所】

平戸市未来創造館COLAS平戸（平戸市岩の上町 1458 番地2）

【実施日時】

開催日時	
4月10日（木）	午後1時30分 ～3時
5月8日（木）	
6月12日（木）	
7月10日（木）	
8月7日（木）	
9月11日（木）	
10月9日（木）	
11月13日（木）	
12月11日（木）	
1月8日（木）	
2月12日（木）	
3月12日（木）	



10 オレンジ・ひらどチーム（認知症初期集中支援チーム）

【目的】

認知症のおそれのある人やご家族に対して、必要な医療サービスや介護サービスを利用できるように支援したり、日常生活のサポート方法等を提案したりすることにより、認知症の早期診断・早期対応、介護の負担軽減につなげることを目的とします。

【対象者】

40歳以上で、自宅で生活をしており、下記内容のいずれかに該当する認知症の症状等でお困りの人（ご家族や医療機関、関係者の人からの相談も可能）

- ・認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- ・継続的な医療サービスを受けていない人
- ・適切な介護サービスが中断している人
- ・診断されたが介護サービスを中断している人
- ・医療や介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状（妄想・無気力・混乱・徘徊・幻視等）が顕著なため、対応に苦慮している人

【実施内容】

認知症サポート医と専門知識をもつ保健師や社会福祉士、ケアマネジャーでチームを構成し、対象者のご自宅を訪問し、心身状況・生活環境の確認・相談を行いながら、生活の困りごとに対して、医療や介護サービスの必要性や日常生活のサポート方法等を提案します。

【利用者負担】

相談は無料

【相談窓口】

平戸市地域包括支援センター

所在地：平戸市岩の上町 1508 番地 3（平戸市役所長寿介護課内）

電話：0950-22-9133

根拠法令：平戸市認知症初期集中支援推進事業実施要綱



1 1 オレンジカフェ（認知症カフェ・介護予防カフェ）

【目的】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を継続することができるよう、認知症の人とその介護者、支援者、地域住民等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開催し運営することにより、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進することを目的とします。

【対象者】

- (1) 認知症の人、認知機能に不安がある人
- (2) 認知症の人の家族
- (3) 認知症に関心のある人



【実施場所】

<認知症予防カフェ とかじん>

場 所：デイサービスセンターとかじん（平戸市岩の上町 387 番地 1）

内 容：認知症に関する学び、茶話会、悩み事相談など

参加費：200 円 ※当日参加も可能です。

開催日：最終日曜日（事業所の都合により変更になる場合があります。）

連絡先：23-3388

<介護予防カフェ 毎快 De カフェ>

場 所：木引田介護スクエア（平戸市木引田町 414 番地）

内 容：認知症に関するミニ講話、脳を活性化するための活動、交流や相談など

参加費：100 円

開催日：第 1 土曜日 9 時～11 時（5 月は第 2 土曜日）

連絡先：22-7154

<認かふえ いなほ>

場 所：（山田・館浦地区）和く話く交流館（平戸市生月町館浦 148 番地 11）

内 容：認知症に関するミニ講座、脳を活性化するための活動、交流や相談など

参加費：200 円

開催日：木曜日 13 時 30 分～15 時（回覧チラシでお知らせします）

連絡先：53-3012（いなほグループ）

<介護予防カフェ よろうで喫茶>

場 所：平戸市社会福祉センター

内 容：平戸よかよか体操、脳トレ、ミニ講話 茶話会など

参加費：無料

開催日：第 3 火曜日 10 時 15 分～12 時

連絡先：22-2180（平戸社協）

<介護予防カフェ ゆ〜らり>

場 所：生月高齢者生活福祉センター

内 容：体操、脳トレ、ミニ講話 茶話会など

参加費：無料

開催日：第3水曜日 9時40分〜よかよか体操、10時30分〜カフェ

連絡先：53-2615（平戸市社協生月支所）

<介護予防カフェ ふれあいカフェ>

場 所：大島高齢者生活福祉センター

内 容：体操、脳トレ、ミニ講話 茶話会など

参加費：無料

開催日：第2水曜日 14時から16時

連絡先：55-2100（平戸市社協大島支所）

<介護予防カフェ ニコニコ>

場 所：平戸市福祉保健センター

内 容：平戸よかよか体操、脳トレ、ミニ講話 茶話会など

参加費：無料

開催日：第1木曜日 13時30分から15時

連絡先：57-2223（平戸市社協田平支所）

<認知症予防のための認知症カフェ 「職人町カフェ・およりよ」>

場 所：平戸市障がい者地域活動支援センター ホープドリーム（平戸市職人町257番地）

内 容：平戸よかよか体操他、コグニサイズ（歌、手話など）、茶話会

参加費：無料 申し込み：不要（当日参加可能）

開催日：最終土曜日（主催者の都合により変更になる場合があります。）10時〜11時30分

連絡先：22-9132 平戸市地域包括支援センター（平戸市役所長寿介護課内）

<介護予防カフェ「えつなん」>

場 所：平戸荘デイサービスセンター

内 容：体操、脳トレ、茶話会

参加費：200円

開催日：第2日曜日 10時〜11時30分

連絡先：090-3850-8153 濱田

<介護予防「ふれあいカフェ」>

場 所：東地区交流センター（奇数月）南地区交流センター（偶数月）

内 容：体操、脳トレ、茶話会など

参加費：無料

開催日：第3水曜日 10時〜11時30分

連絡先：29-9008（田平まちづくり協議会）

【その他のサービス】

12 平戸市高齢者生活福祉センター（居住部門）

【目的】

高齢のため独立して生活することに不安がある者に対して居住施設を提供することにより、自立生活の助長と安全衛生上の配慮、更に社会的孤立感の解消を図ることを目的とします。

施設名	住所	電話番号	定員
生月高齢者生活福祉センター	平戸市生月町山田免3011	53-2615	13人
大島高齢者生活福祉センター	平戸市大島村前平2727	55-2100	10人

【利用対象者】

平戸市内に住所を有するおおむね65歳以上の人で、身体が虚弱または日常生活を営むのに支障があるため、家庭での介護が困難な人または住宅環境、高齢等のため、独立して生活するのに不安のある人

【利用者負担基準】

入所者本人の前年の収入によって負担額を決定します。

階層	対象収入による階層区分	利用者負担額（月額）
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
J	2,000,001円以上	30,000円

*光熱水費は、入居者が実費相当額を負担するものとします。

【申請に必要なもの】

- ① 高齢者生活福祉センター居住施設利用申請書
- ② 身元引受書
- ③ 同意書、収入申告書

※別表に定める入所基準により、利用の要否を決定します。



根拠法令：平戸市高齢者生活福祉センター条例

：平戸市高齢者生活福祉センター居住施設管理運営規則

別表

平戸市高齢者生活福祉センター居住施設入退所基準

項目	入所基準	退所基準
健康状態	<ul style="list-style-type: none"> ① 入院治療を要する状態でないこと。 ② 感染症疾患に罹患していないこと。 ③ 認知症等精神障がいの問題行動がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として、医療機関等への入院によりおおむね3月以上空き室となったとき。 ② 感染症に罹患したとき。 ③ 認知症、徘徊および放浪癖等症状が認められたとき。 ④ 精神状態に異常が認められたとき。
日常生活動作の状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活が自立していること。 ② 自炊が可能なこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 寝たきり等の介護が必要となったとき。 ② 自炊ができなくなったとき。
家族等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 面倒を見てくれる子等が近隣に在住していないこと。 ② 子等が近隣に在住していても同居が困難と認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 子等家族との同居が可能となったとき。
住居の状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 住居がないこと。 ② 住居があっても老朽化等により居住が困難であること。 ③ 立地条件が悪く、日常生活を営むことが困難であること。 ④ 住居周辺に他の住居がないなど、緊急時に不安があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 住居の新築または改築により居住が可能となったとき。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ① 施設および器物を損壊し、または滅失するおそれがあると認められたとき。 ② 公の秩序および善良な風俗を乱すおそれがあると認められたとき。 ③ 共同生活を営むのに支障があると認められたとき。 ④ 利用料を滞納したとき。 ⑤ 市長が退去を必要と認めたとき。



13 敬老祝金

【目的】

本市に居住する高齢者に対し、敬老祝金を支給することにより長寿を祝福し、敬老の意を表すことを目的とします。

【支給対象者及び支給金額】

平戸市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている人で、9月1日現在において満80歳の人に10,000円を支給する。

令和6年度対象者：昭和19年（1944年）9月2日から昭和20年（1945年）9月1日までに出生した人

【支給方法】

口座振込（または窓口受取）により、9月30日までに支給します。

根拠法令：平戸市敬老祝金支給条例



14 長寿祝金・長寿報奨金

【目的】

多年にわたり地域社会の進展に貢献してきた高齢者に対して敬意を表し、その長寿を特に祝福するため、長寿祝金及び長寿報奨金を支給することにより、敬老精神の高揚を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とします。

【支給対象者及び支給金額】

長寿祝金

平戸市の住民基本台帳に記載されているもので、100歳に達する人に50,000円支給する。

長寿報奨金

下記①から④いずれにも該当する人に50,000円支給する。

- ① 平戸市の住民基本台帳に記載されているもので、101歳以上の人
- ② 要介護認定及び要支援認定を受けたことがなく、かつ、介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業の対象にならなかったことがない人
- ③ 在宅で生活している人
- ④ 市税及び介護保険料の滞納が無い人

【支給方法】

長寿祝金

100歳の誕生日以降に対象者宅または入所施設等を訪問し、お祝いをします。

長寿報奨金

101歳の誕生日以降に対象者宅を訪問し、お祝いをします。



根拠法令：平戸市長寿祝金及び長寿報奨金支給要綱

15 敬老行事交付金

【目的】

身近な地域の人たちの手による長寿のお祝いと感謝の意を表する機会を設けることによって、高齢者の生きがいづくりや地域の活性化に寄与することを目的とします。

【交付対象】

平戸市内に住所を有し、9月1日現在で75歳以上の人を対象として長寿を祝う行事を実施した入所施設等に対し、交付金を交付する。

※地区主催の敬老行事については、まちづくり運営協議会より交付する。

【交付の額】

対象者の数に1,000円を乗じて得た額

【実施計画および交付金の請求】

交付金の交付を希望する入所施設等の代表者は、敬老行事実施計画書および交付金請求書を提出すること。

【実績報告】

交付金の交付を受けた施設等は、敬老行事実施後1か月以内に敬老行事実施報告書を提出すること。

根拠法令：平戸市敬老行事交付金交付要綱



16 長崎県ねんりんピック大会

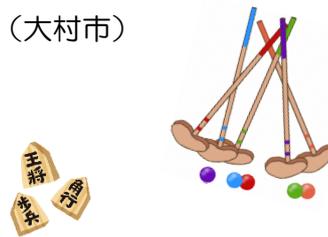
【目的】

県内における高齢者のスポーツと文化活動を通じて、健康の保持・増進と生きがいの高揚を図るとともに、高齢者相互および地域間の交流を促進することにより、明るい活力ある長寿社会づくりを推進することを目的とします。

【概要】

- ・主催…長崎県・(公財)長崎県すこやか長寿財団・(公財)長崎県老人クラブ連合会
- ・開催期日…令和7年度のスポーツ大会は5月に開催
- ・会場…大村市シーハットおおむらメインアリーナほか(大村市)
- ・参加者…県内に居住する60歳以上の健康な高齢者
- ・内容…スポーツ交流大会

ほか囲碁・将棋交流大会、高齢者生きがい作品展の開催



17 老人クラブ活動等助成

【目的】

地域における高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにするため、自主的に結成される老人クラブの活動を育成するための運営費の一部を助成し、高齢者の福祉の増進に資することを目的とします。

【概要】

- ・組織…政治上または宗教上の組織に属させないこと
- ・会員…おおむね60歳以上で同一小地域内に居住する者
- ・会員数…おおむね30人以上
- ・活動…会員の教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流を総合的に実施すること

【補助金】

- ・単位クラブ補助金
1クラブにつき年額45,000円＋会員割(30人以上は3,000円～65,000円を加算)
- ・老人クラブ連合会補助金
基準額172,000円×地区数＋会員割(100円×会員数)
特別事業割194,000円
健康づくり事業
地域支えあい事業〔いまも、現役！世代間交流事業補助金〕
いきいきシニア活躍応援事業

根拠法令：平戸市老人クラブ等補助金交付要綱

18 ひらどふれあい福祉基金

【目的】

地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成、保健福祉の増進を図ることを目的とします。

【内容】

- (1) 社会福祉活動団体育成・支援事業
- (2) 健康・生きがいづくり推進事業
- (3) 子育て等次世代育成推進事業
- (4) その他地域福祉振興のため、市長が特に必要と認める事業

【補助対象者】

- (1) 年間の活動計画が明確で社会福祉の振興に寄与する5人以上で組織された団体
- (2) 農協、漁協、学校その他既存団体の下部組織でない団体

【補助対象事業および補助額】

補助対象事業および補助額は、別表のとおりとする。
同一団体に対する補助金は、同一事業内容につき3回を限度

【事業計画書の提出】

- (1) 前期：4月1日から4月末日まで
- (2) 後期：9月1日から9月末日まで

【審査等】

事業計画書の提出があったときは、「平戸市ひらどふれあい福祉事業推進委員会」の審査に付し、委員会の審査結果を受け、事業承認の決定をします。

【問い合わせ先】 平戸市役所福祉課総務班 電話 0950-22-9130（直通）

根拠法令：平戸市ひらどふれあい福祉基金条例
：平戸市ひらどふれあい福祉事業補助金交付要綱



別表

補助対象事業および補助額

番号	事業区分	事業内容	補助対象経費	補助金・補助率
1	社会福祉活動団体育成・支援事業	(1) 福祉サービス等に係る研修会の開催 (2) 地域の実情に応じた福祉サービスに係る調査研究 (3) その他社会福祉活動団体育成・支援に資する事業	事業に要する経費で市長が認めるもの	対象経費の90%以内で、1事業当たり50万円を限度とする。ただし、事業の対象が当該団体に限る場合は、対象経費の50%以内で、1事業当たり25万円を限度とする。
2	健康・生きがいつくり推進事業	(1) 社会福祉活動団体による健康講座、スポーツ大会等の開催等 (2) 健康および生きがいつくりマニュアル作成等による啓発普及 (3) 在宅高齢者および障がい者等の安全を守る事業 (4) 在宅高齢者および障がい者等の社会参加を推進する事業 (5) その他健康および生きがいつくり推進に資する事業		
3	子育て等次世代育成推進事業	(1) 社会福祉活動団体による子育て講座、スポーツ大会等の開催等 (2) 子育てマニュアル作成等による啓発普及 (3) 子どもの安全を守る事業 (4) その他子育て等次世代育成推進に資する事業		
4	特に市長が必要と認める事業	上記1～3に該当しない事業で特に市長が認めるもの		

19 高齢者地域ふれあい事業補助金

【目的】

在宅の高齢者に対し、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送られるよう支援し、高齢者の総合的な福祉の向上を図ることを目的とします。

【補助の対象】

地域においてボランティア団体を組織し、高齢者地域ふれあい事業に取り組んでいる団体

【補助金の額】

(円)

	補助金額	内訳	
		均等割	人員割
10人未満	40,000	30,000	10,000
10～19人	50,000	30,000	20,000
20～29人	60,000	30,000	30,000
30～39人	70,000	30,000	40,000
40～49人	80,000	30,000	50,000
50人以上	90,000	30,000	60,000

【事業内容】

- ・ 軽体操や軽スポーツ、レクリエーションゲームなどの運動
- ・ 出前講座などを活用した講話、研修等
- ・ カラオケ、軽作業等の趣味活動
(その他地域にあった活動を盛り込み、少なくとも月に1～2回程度実施)

【対象経費】

- ・ 会場借上料（冷暖房費を含む）
- ・ 謝礼
- ・ 旅費
- ・ 消耗品等



【申請に必要なもの】

- ① 高齢者地域ふれあい事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書、収支予算書
- ③ ボランティア名簿、高齢者名簿

根拠法令：平戸市高齢者地域ふれあい事業補助金交付要綱

20 介護支援ボランティアポイント事業

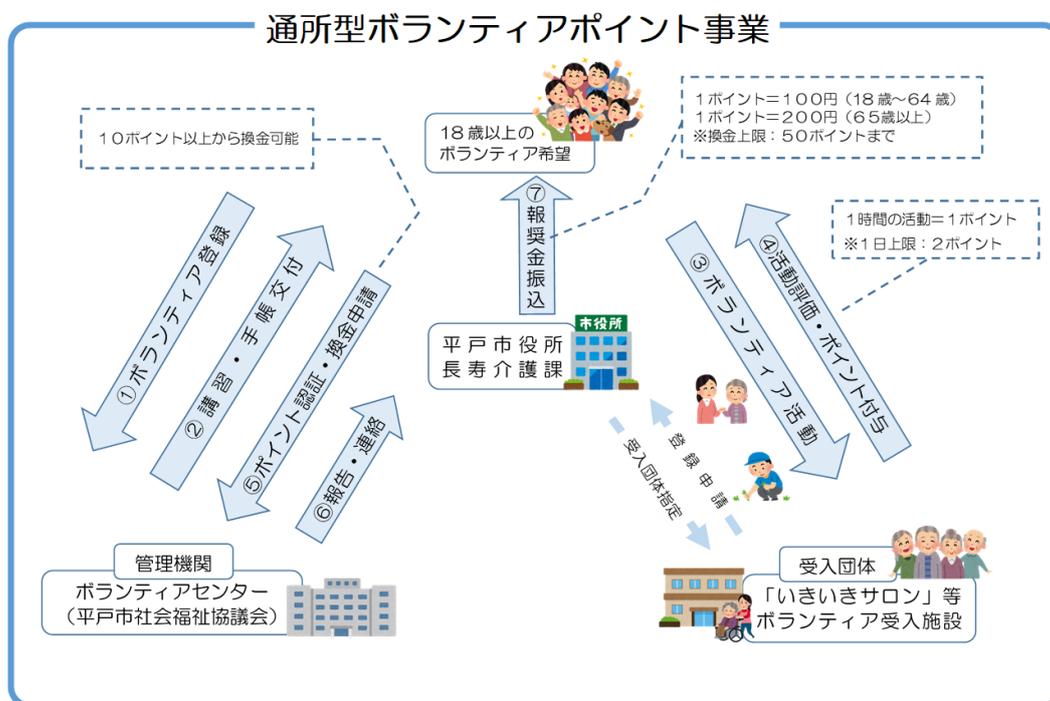
【目的】

ボランティア活動を実施する人に対し、ボランティアポイントを付与することにより、高齢者その他地域住民の社会参加活動を通じた介護予防に資する地域の活動を支援し、生き生きとした協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

（通所型）

【事業内容】

市が指定した介護施設や団体等において、高齢者及び地域住民の通所型ボランティア活動に対して、ポイントを付与し、換金を行います。



【実施方法】

ボランティア講習を受講し、管理機関にボランティア登録を行い、ボランティア手帳を受領し、ボランティア活動を実施します。

【事業対象者】

平戸市に住所を有する18歳以上の人

【ボランティア受入団体・施設】

「いきいきサロン」や「通いの場」、市内介護施設等

【委託先】

社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会

根拠法令：平戸市介護支援ボランティアポイント事業実施要綱

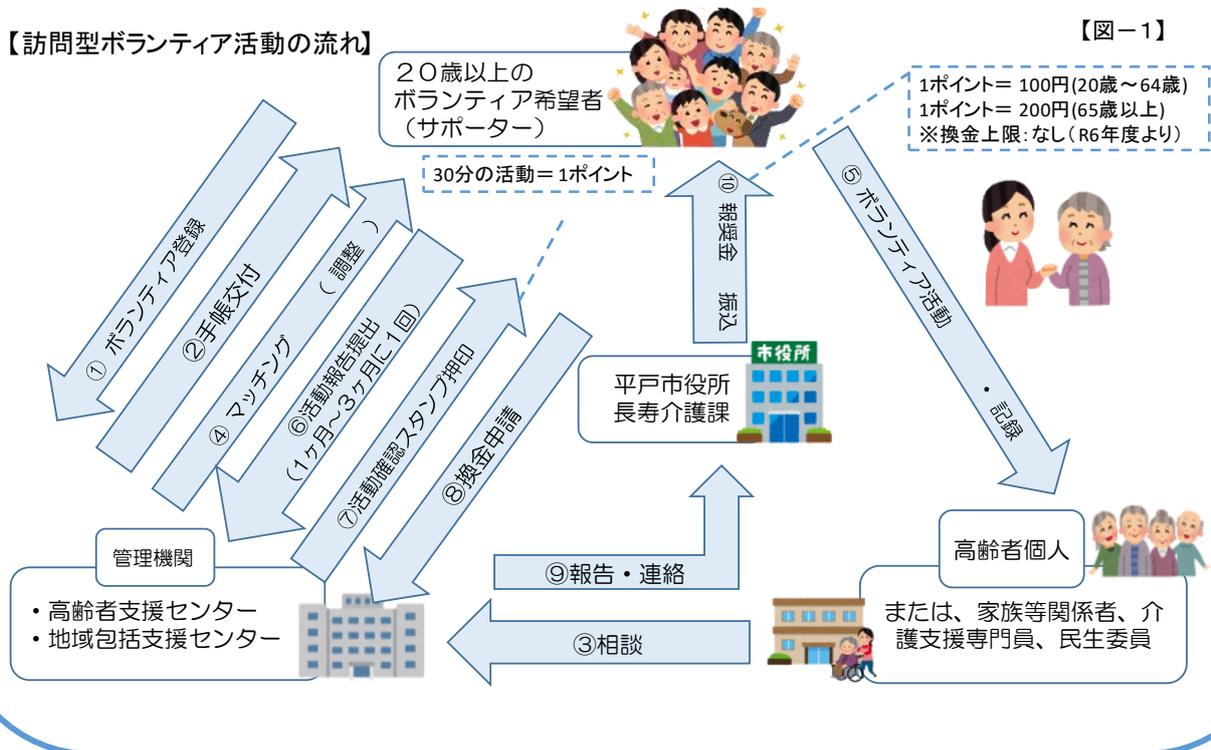
(訪問型)

【事業内容】

地域の高齢者の困り事に対し、地域に住む身近な者が訪問し生活支援を行う訪問型ボランティア活動に対して、ポイントの付与、換金を行います。

訪問型ボランティアポイント事業

【訪問型ボランティア活動の流れ】



【実施方法】

地域を支えるサポーター養成講座を受講し登録申請を行い、管理機関よりボランティア手帳・活動報告書を受領後、ボランティア活動を実施します。

※令和6年度より生涯学習出前講座で受講可能です。

【事業対象者】

平戸市に住所を有する18歳以上の人

【ボランティア活動内容】

在宅高齢者（定期的な支援活動が必要と見込まれるもの）

- ・買い物や弁当配達
- ・見守りや話し相手
- ・病院の送り迎え
- ・掃除、洗濯、ゴミ出し、食事の支援等

【委託先】

高齢者支援センター

根拠法令：平戸市介護支援ボランティアポイント事業実施要綱

21 高齢者いきいきおでかけ支援事業

【目的】

在宅の高齢者または自動車の運転が困難となり運転免許を自主返納した人に対し、交通機関（タクシー、バス、フェリー等）および施設の利用料金の一部を助成することにより、高齢者の外出の機会の拡大と社会参加および健康増進を促すことを目的とします。

【対象者】

- ・申請年度の4月1日において75歳以上で4月1日以降引き続き平戸市に在住している人
 - ・申請年度4月1日において70歳以上75歳未満で運転免許を自主返納した人
- ※ ただし、介護保険施設・障がい者支援施設に入所している人、平戸市心身障がい者福祉タクシー助成事業で助成を受けている人、または原付免許のみ自主返納した人は対象になりません。

【交付するおでかけ券】

- 基本券・・・9,000円分（100円券×90枚）
 - 加算券（離島在住者）・・・1,000円（100円券×10枚）
 - ※大島・度島・高島に在住している人
 - （団体加入券）・・・1,000円（100円券×10枚）
 - ※老人クラブ・いきいきサロン・住民主体の通いの場に参加している人
- ※70歳以上75歳未満の運転免許自主返納者には、加算券の交付はありません。



【利用手順】

申請後おでかけ券の交付を受け、交通機関および施設の利用時に利用できます。
おでかけ券は1回の利用につき、20枚（2,000円）まで利用できます。
おつりは出ません。

【申請に必要なもの】

- ① 平戸市高齢者いきいきおでかけ券交付申請書
- ② 印鑑（自署の場合不要）
- ③ 本人確認ができるもの

※代理の場合は、上記のものに加えて、代理人の印鑑（自署の場合不要）、代理人の本人確認ができるもの



【利用できる交通機関・施設】

- | | |
|------------------|------------------|
| ・バス | ・平戸オランダ商館 |
| ・コミュニティバス | ・生月町博物館・島の館 |
| ・タクシー | ・シーライフひらど |
| ・介護タクシー | ・野子まちづくり運営協議会 |
| ・フェリー（高島航路含む） | ・疾病予防運動施設 ミシックジム |
| ・松浦鉄道 | ・SMARTフィットネス24 |
| ・市内ホテル内温泉施設（4か所） | |



根拠法令：平戸市高齢者いきいきおでかけ支援事業実施要綱

22 地域づくりによる介護予防推進支援事業

【目的】

住民主体の運営による「平戸よかよか体操」を基本とした介護予防に積極的に取り組む「住民主体の通いの場」を展開し、高齢者の社会的孤立の解消、介護予防、地域での助け合いの創出を図る自助・互助のしくみづくりを推進することを目的とします。

【内容】

地区住民が運営主体となり、高齢者が通える場所（公民館・公会堂等）で週に1回以上通いの場を実施し、「平戸よかよか体操」などを行いながら、高齢者どうしの交流・ふれあい・助け合いの場を展開します。

【場所】

地区公民館、通所介護事業所、公共施設、個人の住宅など高齢者が集える場所

〈主な支援〉

- ・地域包括支援センター・高齢者支援センター等
住民主体の通いの場の立ち上げから1か月間（4回）の現地における集中支援、3か月後・6か月後・1年後（各々1回ずつ）の現地支援
- ・介護予防インストラクター
上記に伴う体操指導を実施

【集中支援】

立上げ後の流れ		支援の内容	地域包括支援センター 高齢者支援センター	介護予防インストラクター		
立上げから 1ヶ月間	第1回	介護予防講話	○	○		
	第2回	安全管理説明 体力測定 体操指導				
	第3回	リスク管理説明 体操指導				
	第4回	体力測定結果説明 体操指導				
3か月後		体力測定 体操指導				
6か月後		体力測定 体操指導				
1年後		体力測定 体操指導				



問い合わせ先

平戸市長寿介護課高齢者支援班（地域包括支援センター）

電話 0950-22-9133（高齢者福祉、介護予防）

電話 0950-22-9132（介護予防ケアプラン、高齢者の総合相談）